日本デルモンテ長野工場跡地活用に
関するサウンディング型市場調査
実　施　要　領

令和８年９月

千曲市

1．調査の目的

本サウンディングは、屋代駅前に位置する日本デルモンテ長野工場跡地（以下「跡地」という。）の有効活用を図るため、市が策定した「日本デルモンテ長野工場跡地に係るまちづくりの基本的な考え方」に合致した土地利用を希望する民間事業者の意見・提案を把握することを目的とする。

市は、跡地が千曲市中心市街地の重要な拠点であり、清泉大学農学部の開設による若者の往来増加により地域活性化の好機にあることを踏まえ、市の掲げるまちづくり方針に適合した事業提案を有する事業者との対話を通じて、地域の持続的な発展に寄与する跡地利用について検討していく。

2．対象地の概要

市としては、物件１及び物件２について、屋代駅前通り周辺への回遊や波及効果を高める観点から、一体的な活用を基本に提案をいただきたいと考えています。

一方で、提案内容や事業手法によっては、それぞれの土地の特性を踏まえた個別活用や段階的な活用が有効となる場合も考えられるため、一体的な活用に限らず、物件ごとの活用提案も妨げるものではありません。

サウンディングでは、両物件をどのように活用することが望ましいかについて、民間事業者の皆様の考えを伺います。

物　件　名	所　在　地	土地面積
日本デルモンテ長野工場跡地	千曲市大字桜堂字桜田 485 外 13 筆	約 14,000 ㎡（詳細は物件調書参照）
社員駐車場跡地	千曲市大字屋代字新屋 2072 番地 1 外 3 筆	約 1,780 ㎡（詳細は物件調書参照）

3．調査スケジュール

No.	内　容	日　程
1	実施要領公表・現地見学会申込受付開始	令和８年９月 15 日（火）から
2	サウンディング参加申込受付	令和８年９月 15 日（火）から 10 月 15 日（木）まで
3	現地見学会実施	令和８年 10 月 27 日（火）から 28 日（水）
4	意向確認実施期間	令和８年 11 月９日（月）から 11 月 25 日（水）まで（土日祝を除きます。）
5	結果公表	令和８年 12 月中旬以降

４．サウンディングの参加資格

本事業に関心のある**法人**または**そのグループ**とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当する者

・会社更生法及び民事再生法に基づく更生又は再生手続き中の者

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は千曲市暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団関係者に該当する者

５．サウンディングの手続

（1）サウンディングの参加申込

提案者は「４．サウンディングの参加資格」を確認の上、必要事項を記入したエントリーシート（別紙１）と提案書（別紙２）を、下記受付期間内に問い合わせ先メールアドレス宛に「サウンディング参加申込」のタイトルで送信又は担当部署まで持参してください。

・受付期間：令和 8 年 9 月 15 日（火）～　10 月 15 日（木）

・受付時間：メール　最終日午後 5 時 15 分まで

持参　午前 8 時 45 分～午後 4 時 30 分まで（土日祝日を除く）

（2）現地見学会

対象地の現況を直接確認いただくため、現地見学会を実施します。

・申込方法：エントリーシート（別紙１）の「現地見学会への参加」欄にチェックの上、担当部署まで送付してください。

・実施日時：令和 8 年 10 月 27 日（火）から 28 日（水）　午前 10 時～16 時まで

・見学会への参加は任意です。参加実績は今後の評価において優位性を持つものではありません。

（3）意向確認（ヒアリング）の日時及び場所の連絡

エントリーシートを受理後、希望日等の調整の上、担当部署よりエントリーシートに記載されたサウンディング担当者へ実施日時及び場所をメールにて連絡します。

（4）意向確認（ヒアリング）の実施

・実施期間：令和 8 年 11 月 9 日（月）～令和 8 年 11 月 25 日（水）（土日祝を除く）

・場　　所：千曲市役所

・所要時間：30 分～60 分程度（市からの事業説明の時間を含む）

・実施方法：来庁による個別対話を基本とします。

（5）結果の公表

結果は市ホームページで公表します。提案者の名称は公表しません。公表にあたっては、企業ノウハウの漏洩とならないよう留意します。

6．留意事項

（1）提案者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、今後の事業者公募等における評価又は入札等における優位性を持つものではありません。

（2）費用負担

サウンディングに関する書類の作成・提出及び参加に要する費用は、全て提案者の負担とします。

（3）追加対話への協力

必要に応じて追加対話（書面等による照会を含む）を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

（4）提出書類の著作権・取扱い等

提出書類の著作権はそれぞれの提案者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。市において提出書類等を事業の諸条件の検討以外の目的で使用することはありません。また、提案者においても対話により知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

7．問い合わせ先

担当部署：千曲市経済部商工課　企業立地推進係

住　　所：〒387-8511　長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

電　　話：026-273-1111（内線 3302）　　FAX：026-273-1921

メ ー ル：ritti@city.chikuma.lg.jp